

Contents *空家対策 ~特別措置法の施行~ 続編

*English Bright Road *住マイルコラム *リーシング速報 *クールビズ告知 *コラム

続

空き家対策

特別措置法の施行

Esprit 3月号で取り上げました「特定空き家」の記事の続報です。
倒壊の危険や近隣に迷惑を及ぼす「特定空き家」の判断基準が先月4月に国土交通省から発表されました。その内容を見めます。

全国で820万戸に及ぶ空き家解消を進めるため、近隣に危険や迷惑を及ぼす「特定空き家」について、市区町村に解体勧告などの権限が与えられ、所有者が従わなかったり、不明だったりした場合には、行政が代わって解体することも可能となります。解体勧告や行政代執行の対象となる「特定空き家」の判断基準として、国交省は、具体的項目を盛り込み方針が発表されました。

例えば、建物の傾きが「20分の1」というのは、高さ3メートルなら、屋根のずれが横に15センチを超える状態を「倒壊の危険がある」と位置づけています。また、屋根や外壁の劣化を調べる方法についても、橋やトンネルで用いられる「打音検査」まで行う必要はなく、目ではがれ具合などを見て、腐食などが確認できれば足りるとしています。

- 「建物の傾き具合が高さに比して20分の1を超える」
- 「土台のシロアリ被害が著しい」
- 「トタン屋根や看板などが落ちそう・ベランダが傾いているなどが見てわかる」
- 「ごみの放置や投棄で多数のネズミやハエが発生し、近隣住民の日常生活に支障がある」
- 「立木が建物を覆うなど茂っている。道路にはみ出した枝が通行を妨げる」
- 「多くの窓ガラスが割れている」

特定空き家等とは？

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

